

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

第1準備書面

令和4年6月30日

東京地方裁判所 民事第34部合議甲A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田



弁護士 鄭 一 志



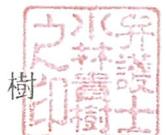
弁護士 河 村



弁護士 瀬 川



弁護士 小 林 貴 樹



本書では、責任論に関する各争点について、被告らの各準備書面（■ ■警部補による原告島田への取調べの違法性の点を除く）に対する反論を行う。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

目次

第1 「殺菌」に「乾燥殺菌」が含まれるとの判断が不合理といえるかについて	4
1 被告らの主張	4
2 法令の文言解釈について	4
3 法令の趣旨論について	9
4 運用通達論について	10
5 その他の被告らの主張について	13
6 小括	14
第2 本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したことが不合理といえるかについて	15
1 被告らの主張	15
2 法令の文言解釈論について	16
3 法令の趣旨論について	16
第3 曝露防止のための構造を備えていることが規制要件でないと判断したことが不合理といえるかについて	17
1 被告らの主張	17
2 文言論について	17
3 有識者不要論	18
第4 本件各噴霧乾燥器内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」(RL-5型)及び「ダクト内」(L-8i型)と特定したことが不合理であること	19
1 被告らの主張	19
2 原告らの反論	20
第5 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが不合理であること	38

1	被告らの主張	38
2	原告らの反論	39

第1 「殺菌」に「乾燥殺菌」が含まれるとの判断が不合理といえるかについて

1 被告らの主張

被告らは、殺菌には物理的方法としての「乾熱殺菌」を含むあらゆる方法が含まれるとの判断が不合理といえないと主張し、その根拠として大要次の3点を挙げる。

- ① 貨物等省令2条の2第2項5号の2は「殺菌をすることができるもの」と規定するのみで、「殺菌」の具体的方法を限定していない（法令の文言解釈論）。
- ② 外為法48条1項の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全を維持すること等にあることから、方法を問わず、およそ危険性の高い微生物を殺菌することができる装置は生物兵器の製造等への転用に適していると考えられ、輸出管理の必要性が高い（法令の趣旨論）。
- ③ AGはそれ自体法的拘束力を持たず、日本における輸出管理規制は、国内法令及びその解釈運用によって行われており、輸出管理規制を所管する経産省が定めた本件通達には、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈として、「乾熱殺菌」を含むあらゆる物理的方法が含まれる旨が定められている（運用通達論）。

そこで、これらの根拠について順に反論を加える。

2 法令の文言解釈について

- (1) 本件要件ハの「殺菌」はAGの規制要件である「disinfected」を翻訳したものであるから、これと同義と解するのが立法者意思に適うこと

被告国は、貨物等省令 2 条の 2 第 2 項 5 号の 2 は「殺菌をすることができるもの」と規定するのみで、「殺菌」の具体的方法を限定していないと主張する。

しかし、本件省令の定める「滅菌又は殺菌をすることができる」は、AGにおいて合意された規制要件の「capable of being sterilized or disinfected」を翻訳したものであるから、「殺菌」の解釈にあたっては、AGの規制要件における「being disinfected」（消毒されること）と同義と解するのが文言解釈としても相当である。

この点はすでに訴状において詳細に述べたところであるが、これを裏付ける事情として、経済産業省の担当者として政省令の改正に關与していた■■■■（以下、「訴外■■■■」という。）が原告島田らに宛てて平成 24 年 12 月 19 日に送信した本件省令の改正案を挙げる（甲 127 の 1 及び甲 127 の 2）。

甲 127 号証の 2 は、訴外■■■■が原告島田らに送信した文書である。AGで合意された規制要件とこれを受けて作成された政省令の改正案の文言が併記されている。AGの「capable of being sterilized or disinfected in situ」に対応するのが「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」である。

そして、甲 127 号証の 1 は、この文書が添付された訴外■■■■の電子メールである。ここには「政省令等案については、オーストラリア・グループの噴霧乾燥器の規制テキスト（英文）をある程度日本語に翻訳したものとなっておりますが、一部、意図的に翻訳していない箇所もあります（capable of drying toxins or pathogenic microorganisms 等）」と、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」が「capable of being sterilized or disinfected in situ」の「翻訳」であることが明記されている。

したがって、本件省令の定める「殺菌をすることができる」とは、AGにおける規制要件である「capable of being disinfected」と同義とするのが立法者の意思である。

なお、甲127号証の2には、「解釈案」として、省令で規定した貨物のスペックを補足する情報を規定として「水分蒸発量」及び「平均粒子径」についての解釈案が示されているが、「殺菌」に関する解釈案は記載されていない。このことから、経済産業省が、AGで合意された規制要件と異なる独自の意義を有する用語として「殺菌」を用いる意思がないことは明らかである。

(2) AGの規制要件である「disinfected」は、クロスフローろ過器における同一の規制要件と同義であること

AGでは、平成14年にクロスフローろ過器の規制要件として「capable of being sterilized or disinfected」を定めた際に、「disinfected」の定義として、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の微生物の感染能力を破壊することを意味する旨を明確に定めていた（訴状17頁）。その後、平成24年にこれと同一の規制要件を噴霧乾燥器に採用した際に、噴霧乾燥器の規制要件における「disinfected」がクロスフローろ過器の規制要件と異なる意味を有するものとする定めはなされていない。

AGにおける噴霧乾燥器の規制要件の検討過程において、経済産業省の担当者としてAGに参加していた訴外■■■■は、日本の意見として、「capable of being sterilized or disinfected」ではなく、凍結乾燥機と同様に、蒸気滅菌可能な装置に限定してはどうかと呼びかけた（凍結乾燥機については、当時、規制対象が蒸気滅菌可能な装置に限

定されていた。)。これに対し、他国から、噴霧乾燥器については蒸気滅菌に限定すべきでないとの意見が出された。

甲128号証及び甲129号証は、訴外■■■■が原告会社の関係者及びCISTECの職員らに対して、他国の意見を伝達した電子メールであるが、このメールには次の記載がある（ただし、甲128号証のメールに記載されたデンマーク及びA国の意見は、原文を訴外■■■■が日本語に翻訳したものと思われるため、その翻訳が正確でない可能性はある。）。

デンマークの意見

Capable of being sterilized or disinfected in situ は蒸気滅菌を含むすべての滅菌及び殺菌方法をカバーしている。産業界によると乾燥滅菌（蒸気滅菌の反対）は微生物を最低限 log6 の滅菌を誘発する類似の信頼できる滅菌方法であるため、蒸気滅菌に限定したくない。

A国の意見

Capable of being sterilized or disinfected in situ に関して、蒸気、熱、放熱や化学滅菌のように製造装置において使用される異なる滅菌方法がある。特定の滅菌方法を明示しないことによって、どんな種類の滅菌方法も含まれる。同じ言葉がクロスフローろ過装置に使用されている。この規定におけるテクニカルノートにおいて、以下の記載がある。本規制においては、「滅菌」とは物理的手法（たとえば蒸気の使用）または化学薬剤の使用により当該装置から生きている微生物を全て除去することを言う。

したがって、Capable of being sterilized or disinfected in situ はすべての滅菌方法をカバーしており、よって、蒸気滅菌も含まれている。

アメリカの意見（英語の原文を原告ら代理人が翻訳したもの）
デンマークによるコメントに加えて、デュアルユース生物兵器機器への「蒸気滅菌」の適用性は、機器のタイプによるべきものであることを指摘する。AGリストには、「蒸気滅菌」（遠心分離機および凍結乾燥機）とされている機器と、「定置の状態で蒸気滅菌または殺菌」（クロスフローろ過機器）とされている機器がある。各装置の特性によって殺菌方法がどのように決まるかを理解することが重要である。蒸気滅菌には約40PSI（2.7 atmまたは275 KPa）が必要なため、これが得られるのは、圧力に対応するために特別に開発された噴霧乾燥器のみである。業界との協議では、彼らは20年以上のビジネスで蒸気滅菌可能な装置は1つしか販売したことがなかった。その代わりに、私たちが見た装置は、洗浄液を注入して漂白剤を含めて消毒する内部スプレーシステムを使用していた。これらは、1990年代にイラクが生物兵器プログラムで使用するために取得した設計である。対照的に、凍結乾燥機は、蒸気滅菌の技術に対応するために、より厚い壁と圧力シールで設計されている。凍結乾燥機では蒸気滅菌が可能であるものを規制対象にすることが理に適っているが、噴霧乾燥器には当てはまらない。

上記のAとアメリカの意見からも、AGにおける噴霧乾燥器の規制要件である「capable of being sterilized or disinfected」は、ク

ロスフローろ過器の規制要件である「capable of being sterilized or disinfected」と同義であることは明らかである。

なお、噴霧乾燥器を規制対象にすることをAGにおいて提案した国はデンマークであるところ、同国は、蒸気滅菌に限定すべきでない理由として、「産業界によると乾燥滅菌（蒸気滅菌の反対）は微生物を最低限 log6 の滅菌を誘発する類似の信頼できる滅菌方法である」としており、規制の対象とすべきとされているのは乾熱による「滅菌」であり、何らかの菌の感染力を破壊できれば足りるという公安部解釈とはまったく異なるものである。

(3) 小括

以上のとおり、貨物等省令2条の2第2項5号の2の「殺菌をすることができるもの」との文言は、AGの規制要件である「disinfected」を日本語に訳したものであるところ、AGの規制要件である「disinfected」は、クロスフローろ過器の規制要件の「disinfected」と同義であり、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の微生物の感染能力を破壊することを意味するものであるから、上記省令の文言解釈としても、「殺菌」とは薬液消毒を指すものであって、乾熱により何らかの菌の感染力を破壊できればよいという公安部解釈は誤りである。

3 法令の趣旨論について

外為法は、本来自由であるべき経済活動に「最小限度の制限」を加えるものである（外為法47条）。

そして、外為法48条1項の趣旨は、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、「国際的な平和及び安全の維持」を図ることにある

から、輸出管理規制においては、国際輸出管理レジームの参加国が協調して貨物等の輸出を規制することが何より重要である。他国において規制されていない貨物等を、日本が独自に規制することにはまったく意味がない。当該貨物等を日本以外の参加国から調達できてしまうからである。

したがって、他国において規制がなされていない貨物等の輸出を日本において独自に規制するような「解釈」は、法令の趣旨を逸脱するものであって許されない。

4 運用通達論について

(1) 運用通達は法令ではない

運用通達は法令ではなく、経済産業省による解釈運用を定めたものに過ぎない。法令の根拠もなく国際合意と異なる解釈をすることは許されない。

運用通達における「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に関する解釈は、平成14年のAGで国際的に合意されたクロスフローろ過器の規制要件「capable of being sterilized or disinfected」を国内法に取り入れた際に、AGにおいてテクニカルノートとして定義された内容に基づき、（法令ではなく）運用通達上の「解釈」として定めたものに過ぎない。

そして、経済産業省はその際、国際合意と異なるわが国独自の解釈を行うことを意図していなかったが、AGで合意された内容を翻訳する過程において、元の意味と異なる内容への誤訳されてしまった。この点は、訴状18頁以下に詳述したとおりである。

(2) 経済産業省自身、本件通達解釈に従った運用をしていない

そして、経済産業省自身、運用通達に置かれた本件通達解釈に従った運用をしてこなかった。訴状 21 頁以下に詳述したとおりであるが、以下に若干の補足をする。

ア 立法時において、本件通達解釈に従う旨が明示されていないこと

経済産業省の担当者として政省令の改正に関与していた訴外 ■■■ は、平成 24 年 12 月 19 日に原告島田らに本件省令の改正案を送信した際、省令で規定した貨物のスペックを補足する情報を規定として「水分蒸発量」及び「平均粒子径」についての解釈案を示す一方、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に関する解釈について一切言及していない（甲 127 の 1・2）。

イ 輸出管理品目ガイダンスにおいて、本件通達解釈に従う旨が明示されていないこと

C I S T E C の発行する事業者の輸出管理担当者向けに発行している輸出管理品目ガイダンスにも、運用通達における「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に関する解釈が噴霧乾燥器に適用されるといった記載は一切なされていない（甲 6）。

この点、C I S T E C は民間の一般財団法人であるものの、輸出管理品目ガイダンスの改訂は、経済産業省の職員がオブザーバとして出席する C I S T E C の生物科学兵器製造装置分科会における審議を経て行われている。

ウ マトリクス表において、本件通達解釈に従う旨が明示されていないこと

経済産業省作成にかかるマトリクス表においても、原告大川原らの逮捕直前の令和 2 年 1 月ころに追記されるまでは、噴霧乾燥器の欄に、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解

積として、本件通達解釈の文言は記載されていなかった（訴状 2 1 頁～2 2 頁）。

エ 「輸出規制品目リスト 日－EU 対比表」において EU の規制要件と異なる旨の記載がされていない

C I S T E C は、平成 2 7 年以降、経済産業省のチェックを受けた「輸出規制の品目リスト 日－EU 対比表」（以下「EU 対比表」という。）をインターネットホームページに掲載している（甲 1 3 0，甲 1 3 1 の 1）。同表は、輸出管理規制の対象貨物等の品目ごとに、日本における規制要件と EU における規制要件を対比させたものであり、EU 規制が日本における規制内容と「厳密に」一致しないと判断されるものについては、差異がある旨が注記されるものである（甲 1 3 1 の 2 最右列「EU 規制の差異注意（要）」の欄）。

然るに、噴霧乾燥器が規制対象に追加された後に作成された 2 0 1 5 年度版の EU 対比表において、クロスフローろ過器及び噴霧乾燥器の規制要件について、EU 規制が日本における規制内容と異なる旨について注記されていない（甲 1 3 1 の 2 1 7 7 行～1 8 1 行がクロスフローろ過器，1 8 4 行～1 8 5 行が噴霧乾燥器）。

このことは、経済産業省において、本件要件ハを含む噴霧乾燥器の規制要件が、AG において国際合意された要件と同一のものとして認識されていることを示すものである。

オ 平成 2 8 年 5 月時点において、経済産業省は、本件要件ハについて確定解釈を有していなかった

平成 2 8 年 5 月ころ AG において噴霧乾燥器に関する輸出規制を強化する提案がデンマークからなされた際に、経済産業省は、C I S T E C を介して、原告大川原に対して、内部の滅菌・殺菌がで

きる噴霧乾燥器がどのようなものかについて照会を行っている（甲132の1・2）。

このような照会を行うこと自体，経済産業省が，当該時点において，本件要件ハについて確固たる解釈を有しておらず，従ってまた本件通達解釈に従った運用がなされていなかったことの証左である。

5 その他の被告らの主張について

(1) A Gハンドブック

被告東京都は，日本における輸出管理規制は日本国内における政省令，解釈運用等によって行われるべきものであり，他国の輸出管理規制の内容に本件通達の解釈と同様の運用が異なることや，A Gの公式刊行物ではないハンドブック（乙1の1及び2参照）に乾熱殺菌が明示されていないという事情をもって，本件通達の解釈が不合理であるとはいえないと述べる（被告都準備書面(2)14頁24行目以下）。

しかし，輸出管理規制がレジーム参加各国によって協調して実施されないと無意味であることは既に述べたとおりであり，国際合意及びこれに基づく他国の輸出管理規制と異なる日本独自の規制を，法令に基づかずに行うことは，許されない。

また，A Gハンドブックは，A Gの公式ウェブサイトからリンクが貼られている唯一の解説本であり，国際合意の内容やその背景事情，規制趣旨等が詳細に説明されているものであり，輸出管理規制においては，国際輸出管理レジームの参加国が協調して貨物等の輸出を規制することが何より重要であることからしても，貨物等省令2条の2第2項5号の2の「殺菌をすることができるもの」の解釈においてその内容が参照されるべきことは当然である。

なお、警視庁公安部は、捜査過程においてAGハンドブックのうち噴霧乾燥器にかかる部分を証拠として入手し、検察官にも送致している。

(2) 熱風を送る機能が噴霧乾燥器に共通する機能であることについて

被告東京都は、乾燥用ヒーターにより内部に熱風を送ることができる機能が、全ての噴霧乾燥器に共通する機能であることについて、「裏付証拠が提出されていない」と述べる（被告都準備書面(2)16頁1行目以下）。

しかし、AGハンドブックには、「特記すべき特徴」(Notable Features)として、「すべての噴霧乾燥器は、いくつかの共通の物理的性質を有する。噴霧乾燥器の主要な構成要素には、・・・熱い乾燥空気を送るための送風モーターを備えた加熱システム・・・が含まれる。」と明記されている（甲9）。

また、ガイドンスにおいても、噴霧乾燥器の装置としての構成に、「熱風発生装置」が含まれる旨が明記されている（甲5）。

6 小括

以上のとおり、本件要件ハの「殺菌」はAGの規制要件である「disinfected」を翻訳したものであること、AGの規制要件である「disinfected」はクロスフローろ過器における同一文言の要件と同義と解されることから、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の微生物の感染能力を破壊することを意味することは明らかであって、法令でもなく、経済産業省自身が噴霧乾燥器の輸出管理上用以てすらいらない本件通達解釈に依拠して、強引に「乾燥殺菌」が含まれ

るものとした警視庁公安部及び[]検事の判断は、法令の解釈を誤ったものである。

そして、AGの規制要件の内容は、警視庁公安部が入手し証拠として検察官に送致したAGハンドブックを見れば明らかであること、警視庁公安部の捜査員は、捜査初期段階である平成29年10月から平成30年2月までの間、経済産業省との間で少なくとも13回の打合せを行っており、かかる打合せを通じて、経済産業省において本件通達解釈に従った運用がなされていないことを知っていたであるから、上記法令解釈位の誤りは不合理であったと言わざるを得ない。

第2 本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌 することができれば足りると判断したことが不合理といえるかにつ いて

1 被告らの主張

被告らは、本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りるとの判断が不合理といえないと主張し、その根拠として大要次の3点を挙げる。

- ① 貨物等省令2条の2第2項5号の2ハは、「殺菌をすることができるもの」と規定するのみで、「殺菌」の対象をすべての種類の細菌等の微生物とすべきことまでは要求していない（法令の文言解釈論）。
- ② 外為法48条1項の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全を維持すること等にあり、貨物等省令2条の2第1項で規定された微生物のうち一種類でも当該装置で殺菌することができれば、当該微生物を用いた生物兵器の製造等を作業員の安全も考慮に入れながら実施でき、当該

装置が生物兵器の製造等への転用に適しているといえるため、輸出管理の必要性が高い（法令の趣旨論）。

- ③ 四ノ宮教授のほか、清水准教授、佐々木教授及び浦島教授から、本件要件ハの「殺菌」の解釈として、本件省令2条の2第1項2号に記載されている特定の細菌を死滅させて、その感染能力を失わせることである旨を実際に聴取しており、これらの聴取結果報告書の内容を捏造した事実はない（有識者意見論）。

これらのうち、有識者意見論については、訴状40頁以下において詳細に述べたとおりであるから、以下では法令の文言解釈論及び法令の趣旨論に関して必要な限度で補足する。

2 法令の文言解釈論について

既に述べたとおり、貨物等省令2条の2第2項5号の2ハの「殺菌をすることができるもの」との文言は、「capable of being disinfected」とのAGの規制文言を和訳したものであるところ、AGの「capable of being disinfected」については、全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することを必要とすることが明確に定められている（甲3のテクニカルノート中「necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability」の部分）。

文言解釈としてAGの合意内容が斟酌されるべきことは前述のとおりであるから、すべての微生物の感染力を除去することのできることを要すると解するのが相当である。

3 法令の趣旨論について

外為法48条1項の趣旨は、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、「国際的な平和及び安全の維持」を図ることにあるから、輸

出管理規制においては、国際輸出管理レジームの参加国が協調して貨物等の輸出を規制することが何より重要であって、他国において規制されていない貨物等を、日本が独自に規制することにはまったく意味がない。

したがって、他国において規制がなされていない貨物等の輸出をわが国において独自に規制するような「解釈」は、法令の趣旨を逸脱するものであって許されない。

第3 曝露防止のための構造を備えていることが規制要件でないと判断したことが不合理といえるかについて

1 被告らの主張

被告らは、曝露防止構造が本件要件ハの規制要件ではないとの判断が不合理といえないと主張し、その根拠として大要次の2点を挙げる。

- ① A Gにおいても、噴霧乾燥器については、曝露防止構造が備わっていることが規制要件とされていらず、本件省令及び本件通達においても、規制要件として曝露防止構造が明記されていない(文言論)。
- ② 曝露防止構造を備えていることは規制要件でなく、有識者等の見解の聴取等を行わなかったとしても、当該判断が不合理とはいえない(有識者不要論)。

2 文言論について

本件要件ハの趣旨が運転時及び運転後における作業者の曝露防止にあることは争いがないところ、運転時または運転後の製品回収の際に作業者に曝露してしまうのであれば、本件要件ハを設けた意味がない。

また、訴状において述べたとおり、C I S T E Cが発行する輸出管理品目ガイダンスにおいても、噴霧乾燥器の規制要件の解説部分にお

いて「装置を分解せず組み立てた状態で、乾燥粉体が漏れない状態にして、又は製造作業者が粉体を吸入したり、粉体に接触したりすることなく内部を滅菌・殺菌ができる構造を示している」と明記されている（甲 6・54 頁）。

そして、この点、平成 28 年 5 月ころ、C I S T E C は、輸出管理品目ガイダンスの上記記載について「該当品と非該当品の線引を行う記載を追加する改訂を行う」ことを検討しており（甲 130 の 2）、この作業にも経済産業省の職員が関与していた（甲 130 の 2 3 枚目に経済産業省の職員の名刺がある。）。しかし、このような検討を経てもなお、現在において、ガイダンスの上記記載は訂正されていない（甲 6・54 頁）。このことは、現在もなお、経済産業省が、規制対象である噴霧乾燥器の特徴として、曝露防止構造を有するものを想定していることを端的に示すものである。

3 有識者不要論

このように、曝露防止構造を有する噴霧乾燥器が規制対象であることは法の趣旨から明らかであり、経済産業省が作成に関与している輸出管理品目ガイダンスにもその旨が明記されていた。

そして、警視庁公安部は、この点について有識者の見解を聴取することが容易に可能であったにもかかわらずこれを怠ったのであるから、その判断は不合理である。

第4 本件各噴霧乾燥器内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」(RL-5型)及び「ダクト内」(L-8i型)と特定したことが不合理であること

1 被告らの主張

被告らは、本件各噴霧乾燥器内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタ下部」(RL-5型)及び「ダクト内」(L-8i型)と判断したことは不合理といえないと主張し、その根拠として大要次の5点を挙げる。

- ① アイエスジャパンから、噴霧乾燥器の最低温となる可能性がある箇所について、装置末端の排風機後にあるダクト内、サイクロンの下部、バグフィルタの下部(RL-5型のみ)である旨を聴取し、これらの箇所を含む温度測定実験を行い、最低温箇所を「バグフィルタの下部」(RL-5型)及び「ダクト内」(L-8i型)と特定した(被告都準備書面(2)22頁、被告国準備書面(2)26頁及び27頁。最低温箇所の特定過程の合理性論)。
- ② 乾燥室測定口は極めて小さな部位であり、かつ、原告会社作成の本件各噴霧乾燥器のカタログや全体配置図等にも記載されていなかったことから、その存在を容易に認識することができなかった(被告国準備書面(2)34頁。認識困難論)。
- ③ 乾燥室測定口は乾燥室に設置されているところ、噴霧乾燥器では、熱風の上流にある乾燥室が最も温度が高く、下流にあるサイクロン、バグフィルタ、排風機は比較的温度が上がりにくいものであるから、仮に乾燥室測定口の存在を認識していたとしても、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であると認識することは困難であった(被告都準備書面(2)22頁及び23頁、被告国準備書面(2)35頁及び36頁。盲点論)。

- ④ 原告が主張する亡相嶋及び原告会社社員の供述をもってしても、警視庁公安部において、乾燥室測定口が噴霧乾燥器内部において温度の上がりづらい箇所であると認識することは困難であった(被告都準備書面(2)23頁及び24頁。警視庁公安部に対する指摘不十分論)。
- ⑤ ■■■■検事に対し、本件各起訴前の時点で、乾燥室測定口の温度が上がりづらいことを指摘した者はおらず、かかる点が判明したのは本件各起訴後の段階であったことから、■■■■検事において、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることを認識することは困難であった(被告国準備書面(2)36頁ないし39頁。■■■■検事に対する指摘不十分論)。

2 原告らの反論

しかしながら、捜査機関及び■■■■検事が本件各噴霧乾燥器の内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタ下部」(RL-5型)及び「ダクト内」(L-8i型)と判断したことが不合理であったことは、以下のとおり明らかであり、被告らの上記主張はいずれも失当である。

- (1) 噴霧乾燥器内部の最低温箇所に関するアイエスジャパンからの聴取内容は到底信用できるものでなかったにもかかわらず、警視庁公安部及び■■■■検事が、当該聴取結果のみを根拠に、「バグフィルタの下部」(RL-5型)及び「ダクト内」(L-8i型)を最低温箇所と特定したこと(被告らの上記①の主張に対する反論)

ア 警視庁公安部及び■■■■検事は、①本件各噴霧乾燥器と同型機を用いた噴霧乾燥器内部における最低温箇所の特定実験、②本件各噴霧乾燥器と同型機を用いた最低温箇所の乾熱実験、③乾熱滅菌器による特定の細菌(大腸菌等)の耐熱性実験の結果等をもとに、本件各

噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると結論づけ、本件逮捕及び勾留請求並びに本件各起訴を行っていた(被告都準備書面(1)50頁及び51頁,被告都準備書面(2)11頁及び12頁,被告国準備書面(2)26頁)。

この点,本件各噴霧乾燥器内部における最低温箇所の特定は,上記①の実験の測定箇所を選定するうえで極めて重要な事情であり,本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するか否か,ひいては,本件逮捕及び勾留請求並びに本件各起訴を行うか否かの判断に大きな影響を及ぼす事情であった。

また,警視庁公安部及び■■■■検事の立証構造は,本件各噴霧乾燥器内部において殺菌が最も困難な最低温箇所(コールドスポット)において殺菌が可能であることから本件各噴霧乾燥器全体においても殺菌が可能であることを推認するというものであるから,最低温箇所(コールドスポット)は立証計画の基盤・大前提であり,この点が立証できなければ立証計画が崩壊し公判の維持が不可能になる性質の事項である。

そのため,本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所の特定については,相当程度客観的かつ合理的な根拠が要求されていた。

イ この点,警視庁公安部及び■■■■検事は,本件噴霧乾燥器1(RL-5型)内部の最低温箇所について,平成30年3月12日のアイエスジャパンの供述(ダクト内,サイクロンの下部,バグフィルタの下部が最低温度箇所であるとの供述。丙4・添付資料6)のみを根拠に,上記①の実験を実施し,最低温箇所を「バグフィルタ下部」と特定していた(丙4・添付資料7,丙6。被告都準備書面(2)22頁,被告国準備書面(2)26頁及び27頁)。また,警視庁公安部及び■■■■検事は,本件噴霧乾燥器2(L-8i型)内部の最低温箇所につ

いて、令和元年7月5日付アイエスジャパンの供述（ダクト内，サイクロンの下部が最低温度箇所であるとの供述。丙10・添付資料9）のみを根拠に，最低温箇所を「ダクト内」と特定していた（丙4・添付資料7，丙6。被告国準備書面(2)27頁及び28頁）。

しかしながら，アイエスジャパンは，平成30年3月12日に，「実際にどの場所が低くなるのかを計測したことは無く，あくまでの理論上の考えである。」と留保し（丙4・添付資料6），さらに令和元年7月5日にも，「理論上，装置内部で最も温度が低くなる場所」と留保していたことからすると（丙10・添付資料9），本件各噴霧乾燥器内部の最温度箇所に関するアイエスジャパンの上記供述は，憶測の域を超えるものではなかった。

この点，警視庁公安部及び■■■■■検事の考えていた乾熱による「殺菌」とは，熱風により機器内部の表面温度を一定の温度まで上昇させて細菌を死滅させるというものであるところ，熱風により表面温度を上昇させるという事柄の性質上，熱風が直接当たらない箇所や，外気の温度にさらされる箇所，空気の循環が悪い箇所は当然温度が上昇しにくい。このように，実際の最低温度箇所は，具体的な機器の形状によって大きく左右されるところ，アイエスジャパンは，「理論上」という表現により，この当然の事項について留保を付していたのである。換言すれば，アイエスジャパンの上記供述はあくまで一般論を述べたものにすぎなかったのである。

そのうえ，アイエスジャパンは，原告会社の本件各噴霧乾燥器を保有するユーザーではなく（被告都準備書面(1)36頁），本件各噴霧乾燥器内部における最低温箇所（コールドスポット）について十分に理解していないことは明らかであったことに照らすと，コールドスポットを度外視した一般論を述べるものであったことは明白

であり、本件各噴霧乾燥器内部の最低温度箇所を特定する上で何ら根拠となりうるものではなかった。

他方で、アイエスジャパンは、平成29年12月4日には、乾熱作業を行ううえで噴霧乾燥器内部において菌が死ににくい場所、すなわち低温となる箇所について、「器具と器具の間のパッキン部分」と供述していた。パッキン部分は、まさに熱風が直接当たらない箇所であることからすると、アイエスジャパン自身、当初から具体的にコールドスポットとなり得る場所を指摘していたことは明らかであった（なお、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口にはパッキン部分が存在することから、平成29年12月4日におけるアイエスジャパンの供述は、乾燥室測定口が最低温箇所であることを暗に示すものでもあった。）。

そして、かかる供述と平成30年3月12日及び令和元年7月5日時点における上記供述は、明らかに矛盾するものであり、かつ、前者が具体的なコールドポイントを示唆するものであるのに対して、後者の供述は単なる一般論を指摘するにとどまるものであったといえる。したがって、この点からも、あえて、矛盾かつ後退した供述である、平成30年3月12日及び令和元年7月5日時点における供述を根拠とすることは不合理であったといえる。

以上の事実からすると、本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所に関する平成30年3月12日及び令和元年7月5日のアイエスジャパンからの聴取内容は、本件各噴霧乾燥器内部の最低温度箇所を特定する上で到底合理的な根拠となるものではなかった。

ウ この点、警視庁公安部及び■■■■■検事の立証構造上、本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所の特定が極めて重要であったことに鑑みれば、ここで捜査機関に合理的に要求される捜査とは、具体的な機器

においてその構造上温度の上がりにくい箇所が存在しないかを調査・特定することであり、一般論について調査・確認することではない（このような当然の捜査を怠ったからこそ、弁護側に容易に反証され、裁判所による事実認定を経るまでもなく、自ら公訴を取り消さざるを得なくなったのであり、本件各事件の顛末そのものが捜査の杜撰さを物語っているというべきである。）。

したがって、本件逮捕及び勾留請求並びに本件各起訴を行うにあたっては、警視庁公安部及び■■■■検事において、少なくとも、アイエスジャパンに対して実際に本件各噴霧乾燥器の設置場所に立ち会わせて再度コールドスポットについて確認したり、他の有識者等からも聴取したりするなど、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所についてより検討する必要があった。

しかしながら、警視庁公安部及び■■■■検事は、噴霧乾燥器内部の温度が低くなる箇所について、上記のような確認、聴取等を何ら行わず、平成30年3月12日及び令和元年7月5日のアイエスジャパンからの聴取内容のみを根拠に、「バグフィルタの下部」(RL-5型)及び「ダクト内」(L-8i型)が本件各噴霧乾燥器の最低温箇所であると特定していたのであり、その特定過程に合理性が認められないことは明らかである。

エ したがって、被告らの上記①の主張は失当である。

- (2) 測定口は、本件各噴霧乾燥器の構造を観察するとその存在を直ちに把握することができ、かつ、原告会社作成の本件各噴霧乾燥器のフローシートにも記載がされているものであったこと（被告らの上記②の主張に対する反論）

ア 本件各事件は、原告会社が貨物等省令の規制要件（本件要件イないしハ）に該当する生物兵器に転用可能な噴霧乾燥器を経済産業大臣の許可を得ずに輸出したことが問題とされた事件である。かかる事件の性質に照らすと、本件各噴霧乾燥器が本件要件イないしハに該当するものか否かを判断するにあたって、本件各噴霧乾燥器の実物を十分に調査・確認することは、捜査機関及び検察官において通常要求される捜査であったといえる。

この点、被告国は、本件各噴霧乾燥器と乾燥室測定口の寸法を比較し、乾燥室測定口が本件各噴霧乾燥器全体の中で極めて小さな部位であったため、■■■■検事は乾燥室測定口の存在を容易に認識しえなかったなどと主張するが（被告国準備書面(2)34頁及び35頁）、本件各噴霧乾燥器の実物を観察すれば、乾燥室測定口の存在は、乾燥室内部からも外部からも直ちに把握することができる（甲133の1ないし甲134の4）。このことは、被告都が、「本件各噴霧乾燥器の構造を観察すると、計器を挿入するための突起部位の存在を把握できること・・・は、認める」と、測定口の存在が把握できる旨自認していることから明らかである（被告都準備書面(1)36頁）。

また、上記第4・2・(1)・アのとおり、警視庁公安部及び■■■■検事の立証構造を前提にすれば、その最終的な立証事項は本件各噴霧乾燥器全体の内部表面温度が一定以上に上昇することなのであるから、その柱となる温度測定結果報告書（丙6，丙14）の証明力を適切に把握するべく、機器全体を注意深く確認すべきことは当然である。そして、乾燥室測定口は機器内部に隠されているわけではなく、外部からも確認することが可能なのであるから、乾燥室測定

口が小さくて見落としなどという主張は、要するに捜査が杜撰であったことを自認することに等しい。

このように、乾燥室測定口は、捜査機関及び検察官が通常要求される捜査を行う過程で容易に把握することができたことから、極めて小さな部位であることを理由に容易に認識することができなかったとの被告国の主張には、何ら理由がない。

イ さらに、乾燥室測定口は、以下のとおり、原告会社作成の本件各噴霧乾燥器の見積用フローシート上に記号で記載されているところ、原告会社作成のフローシート上の記号に関する定義資料(以下、「本件定義資料」という。)と照らし合わせることで、乾燥室測定口が存在することについては容易に認識することができた(甲135, 甲136, 甲137。なお、これら資料はいずれも捜査機関により押収されていたものであり、警視庁公安部及び■■■■検事において当然確認されているものであった。)

すなわち、本件噴霧乾燥器1(RL-5型)の見積用フローシートを見ると、乾燥室の図面の横に「PI」という記号が記されているところ、本件定義資料に照らすと、「PI」は「圧力指示」に関する計器、すなわち「圧力計」を意味すること分かる。そして、乾燥室において「PI」以外に記号は存在しないことからすると、かかる「PI」の箇所が、乾燥室における内部温度・圧力等を測定する場所、すなわち乾燥室測定口を指すことについては容易に確認することができた。

また、本件噴霧乾燥器2(L-8i型)の見積用フローシートを見ると、乾燥室の図面の横に「TE」という記号が記されているところ、本件定義資料に照らすと、「TE」は「温度検出」に関する計器、すなわち「温度計」を意味することが分かる。そして、乾燥室におい

て「TE」以外に記号は存在しないことからすると、かかる「TE」の箇所が、乾燥室における内部温度・圧力等を測定する場所、すなわち乾燥室測定口を指すことについては容易に確認することができた。

なお、これに対しては、被告らから、見積用フローシートでは記号の形で記されているところ、本件定義資料には「PI」「TE」の定義について明確な記載がないことから、これら資料を踏まえたとしても乾燥室測定口の存在を認識することができなかつたとの反論が予想される。しかしながら、「PI」「TE」の記号の定義は、本件定義資料にも記載のとおり JIS 規格に基づくものであり、インターネット上でも検索可能であることに照らすと（甲 138）、当該記号が乾燥室測定口を意味することについては容易に認識し得たといえ、上記反論は到底認められるものではない。

ウ したがって、警視庁公安部及び■■■■検事が、乾燥室測定口の存在を容易に認識することができたことは明らかであり、ゆえに、被告の上記②の主張は失当である。

(3) 噴霧乾燥器において、熱風の上流にある乾燥室が最も温度が高く、下流にあるサイクロン、バグフィルタ、排風機の温度は比較的上がりにくいとの理論が必ずしも当てはまらないこと、及び、本件各噴霧乾燥器では乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることについて、警視庁公安部及び■■■■検事が認識し又は容易に認識し得たこと（被告らの上記③の主張に対する反論）

ア 噴霧乾燥器において、熱風の上流にある乾燥室が最も温度が高く、下流にあるサイクロン、バグフィルタ、排風機の温度は比較的上が

りにくいとの理論が必ずしも当てはまるとは限らないことについて、警視庁公安部及び■■■■検事が認識し又は容易に認識し得たこと

上記③の被告らの主張は、アイエスジャパンの平成30年3月14日付け聴取結果報告書における、「噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内だけであり、乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端の排風機に行くほど温度は下がると考えられる。」との供述を根拠にしたものと推察される（丙4・添付資料6）。

しかしながら、アイエスジャパンが、上記第4・2・(1)・イのとおり、当該聴取結果報告書において、「実際にどの場所が低くなるのかを計測したことは無く、あくまで理論上での考えである。」などとあくまで意見ないし憶測である旨を留保していたことに照らすと、同社の供述は、何らの客観的根拠に基づかない、実際の装置内部のコールドスポットを度外視した一般論を述べるものに過ぎなかったことのであり、本件各噴霧乾燥器の最低温度箇所を特定する上で何ら根拠となりうるものではなかった。

他方で、アイエスジャパンは、平成29年12月4日時点で、上記第4・2・(1)・イのとおり、乾熱作業を行ううえで噴霧乾燥器内部において菌が死ににくい場所、すなわち温度が上がりにくい場所として、「器具と器具のパッキン部分」を挙げていたのであり、平成30年3月14日付け聴取結果報告書における上記供述はこれと全く異なる供述内容となっていた。

以上の事実からすると、平成30年3月14日付け聴取結果報告書におけるアイエスジャパンの供述は本件噴霧乾燥器の最低温度箇所との関係では到底信用できるものとはいえなかった。

そもそも、噴霧乾燥器は、乾燥室そのものが発熱するのではなく、乾燥室に熱風が送り込まれる結果、乾燥室の温度が上がるという構造になっているのであって、熱風によって機器内部の表面温度が上がるという原理は乾燥室と他の部位で異なるものではない。そして、熱風により表面温度を上昇させるという事柄の性質上、熱風が直接当たらない箇所や、空気の循環が悪い箇所は当然温度が上昇しにくいことは当然警視庁公安部及び■■■■■検事においても理解していたはずであるから、乾燥室に近い部位であっても構造によっては温度が上がりにくい場合がありうることは当然認識しえた。

したがって、噴霧乾燥器において、熱風の上流にある乾燥室が最も温度が高く、下流にあるサイクロン、バグフィルタ、排風機の温度は比較的上がりにくいとの理論が必ずしも当てはまらないことについては、警視庁公安部及び■■■■■検事が認識し又は容易に認識し得た。

イ 本件各噴霧乾燥器では乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることについて、警視庁公安部及び■■■■■検事が認識し又は容易に認識し得たこと

乾燥室測定口については、上記第4・2・(2)・アのとおり、本件各噴霧乾燥器の実物を観察すれば直ちに確認することができる。さらに、乾燥室測定口が熱風の行き届かない温度の上がりにくい箇所であることについては、噴霧乾燥器の熱風が、乾燥室上部から下部に向かって流れるのに対し、乾燥室測定口が、乾燥室外側に対して下から上に向かって細長く伸びており、かつ、袋小路のような構造となっていることから一目瞭然であった(甲133の1ないし甲134の4)。したがって、警視庁公安部及び■■■■■検事が、本件各噴霧乾燥器の実物を観察すれば、乾燥室測定口が温度の上

関係者に対して積極的に取調べを行ったりすることが当然要求されていたのであり、これを尽くしていれば、 検事において、乾燥室測定口が温度の低くなる箇所であることについて容易に認識し得たことは明らかである以上、被告国の主張には何ら理由がない。

したがって、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることについて、警視庁公安部及び 検事が認識し又は容易に認識し得たことは明らかである。

ウ 小括

以上のとおり、本件各噴霧乾燥器において、熱風の上流にある乾燥室が最も温度が高く、下流にあるサイクロン、バグフィルタ、排風機の温度は比較的上がりにくいとの理論が必ずしも当てはまらず、本件各噴霧乾燥器では乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることについて、警視庁公安部及び 検事は認識し又は容易に認識し得たことは明らかである。

したがって、被告らの上記③の主張は失当である。

- (4) 原告会社関係者が、警視庁公安部の取調べにおいて、測定口が温度の上がりづらい箇所であることを供述していたことについて、警視庁公安部は認識し又は容易に認識し得たこと（被告らの上記④の主張に対する反論）

ア 総論

測定口とは、訴状記載のとおり、乾燥室内及びサイクロンへのダクト部内に、内部温度や内部圧力等を測定する計器を挿入するための筒状の突起のことをいう（訴状12頁）。

この点、本件各噴霧乾燥器の乾燥室及びサイクロンのダクト内に、内部温度や内部圧力等を測定する計器及びこれを挿入するための

筒状の突起（測定口）が存在することは、本件各噴霧乾燥器の実物の観察により、直ちに把握することが可能である（甲133の1ないし甲134の4，被告都準備書面(1)36頁）。

加えて、上記第4・2・(2)・イのとおり、警視庁公安部及び[REDACTED]検事は、本件各噴霧乾燥器の見積用フローシートにより、乾燥室測定口の位置に内部温度や内部圧力等を測定する計器が存在することは認識可能であった。

以上の事実からすると、原告会社関係者が、本件各噴霧乾燥器の温度が上がりづらい箇所について、仮に「測定口」といった表現を行っていなかったとしても、内部温度や内部圧力等を測定する計器その他これに類する箇所に関する表現を行っていた場合には、警視庁公安部において、測定口が温度の上がりづらい箇所であることを認識し又は認識し得たことは明らかである。

イ 亡相嶋が、本件各噴霧乾燥器の温度が上がらない箇所が測定口である旨を供述していたこと

亡相嶋は、平成31年1月24日頃の取調べにおいて、本件各噴霧乾燥器内部の温度の上がりにくい箇所として、「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管」を供述していた（甲27）。そして、「温度計座、差圧計座」が、内部温度や内部圧力等を測定する計器に関する部分を指すことは明らかである。

したがって、亡相嶋が本件各噴霧乾燥器の温度の上がりづらい箇所として測定口を供述していたことは明らかである。

ウ 原告会社社員が、本件各噴霧乾燥器の温度が上がらない箇所が測定口である旨を供述していたこと

(ア)被告都が認める限りにおいても、原告会社社員の[REDACTED]，[REDACTED]，[REDACTED]及び原告[REDACTED]は、警視庁公安部の取調べの

中で、温度が上がりづらい箇所について、以下の供述を行っていた（被告都準備書面(1)54頁）。

・ [REDACTED]（平成30年12月14日）

原告会社製の噴霧乾燥器内部のサイクロン及び乾燥室内の圧力センサー等の部分は袋小路になっており、熱風が通り抜けないため温度が下がると思う。

・ [REDACTED]（平成30年12月25日）

原告会社製の噴霧乾燥器内部には計測器（圧力計等）を設定しており、計測器は袋小路になっているため、熱風が流れないため、温度が上がらず、本件要件ハに該当しないと思う。

・ [REDACTED]（平成30年12月25日）

温度、圧力を測るパーツの部分は、風が通らず伝熱のみではなかなか温まらない。

・ 原告 [REDACTED]（平成30年12月25日）

バグフィルタの一番下は空気が流れにくいので温度が上がらず、風を通すのが難しいと思う。バグフィルタのポットのところは、特に温度が上がらないかもしれない。

なお、[REDACTED]は、温度、圧力を測るパーツの部分という表現にとどまらず、噴霧乾燥器の中で温度が上がらない箇所が測定口（又は測定溝）である旨を明確に供述していたのであり、あたかも当該供述がなかったかのような被告都の主張は事実には反する。

（イ）しかしながら、仮に上記（ア）の被告都の主張内容を前提にしたとしても、噴霧乾燥器内部の温度が上がりづらい箇所について、[REDACTED]は「噴霧乾燥器内部のサイクロン及び乾燥室内の圧力センサー等の部分」、[REDACTED]は「計測器(圧力計等)」

■■■■■は「温度、圧力を測るパーツの部分」と述べているところ、これら3名の供述が全て、内部温度や内部圧力等を測定する計器に関する部分を指すことは明白である。

(ウ) なお、被告都は、原告会社の他の従業員が「バグフィルタの下部」や「排気ファン」であるなどと述べたことから、測定口が最低温度箇所となることを認識しえなかったと主張する（被告都準備書面(2) 23頁）。

しかしながら、最低温箇所は客観的構成要件該当性の問題であり、従業員らの認識の問題ではない。上記第4・2・(1)・アのとおり、最低温度箇所の特定が立証構造上極めて重要であり、この点を誤れば公判が維持できなくなる性質のものであったことからすれば、測定口が低温になる旨の供述を原告会社従業員から得た以上は、そのような反対仮説が排斥できるものかを検討しなければならなかったといえる。まして、測定口は熱風が流れにくいという根拠まで説明を受けているのであるから、なおさら慎重に検討すべきであったといえる。そして、その確認は極めて容易だったのであるから、測定口が温度の上がりづらい箇所であると認識することは極めて容易であったといえる。

被告都の主張は、原告会社従業員の供述から、これを排斥しなければ公判が維持できなくなるほど重大な反対仮説を、合理的根拠とともに提示され、かつその確認は極めて容易であったにもかかわらず、特段の根拠なく無視したと述べるに等しい。

エ 小括

以上のとおり、原告会社関係者は、警視庁公安部の取調べにおいて、内部温度や内部圧力等を測定する計器その他これに類する箇所が温度の上がりづらい箇所であることを明確に供述していた以上、

警視庁公安部において、測定口が温度の上がりづらい箇所であることを認識し又は認識し得たことは明らかである。

したがって、被告都の上記④の主張は失当である。

- (5) 仮に■■■■検事に対し、本件各起訴前の時点で、乾燥室測定口の温度が上がりづらいことを指摘した者がいなかったとしても、かかる事実をもって、■■■■検事において乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所と認識できなかったことが正当化されないこと（被告らの上記⑤の主張に対する反論）

ア 本件各噴霧乾燥器内部における最低温箇所の特定は、上記第4・2・(1)・アのとおり、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するかどうかを判断するうえで重要な事情であったことに照らすと、かかる特定にあたり、有識者はおろか、本件各噴霧乾燥器の構造の知見を有し、最低温箇所について最も認識していると思われる原告会社関係者からも聴取することは、本件各事件において当然要求されている捜査であったといえる。さらに、捜査を指揮する検察官としての職責等も踏まえると、■■■■検事自らが、原告会社従業員に対して、本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所について、積極的に取調べを行うことまで要求されていたといえる。

以上に照らすと、仮に、■■■■検事に対して、本件各起訴前の時点で、乾燥室測定口の温度が上がりづらいことを指摘した者がいなかったとしても、かかる事実をもって、■■■■検事において乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所と認識できなかったことが正当化されるものではなく、■■■■検事が原告会社関係者に対して本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所について取調べを行ったとしても、乾燥室

告国準備書面(2)38頁及び39頁), 仮に当該主張を前提にしたとしても, 本件各事件における本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所の特定の重要性等に照らすと, 警視庁公安部に対して捜査内容を質すこともまた当然要求される捜査であったといえる。そして, ■■■■検事が当該捜査を尽くせば, 乾燥室測定口が温度の低くなる箇所であることについて容易に認識し得たことから, ■■■■検事が警視庁公安部から, 原告会社関係者に関する供述について報告を受けていなかったことも, ■■■■検事において乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所と認識できなかったことを正当化するものではない。

エ したがって, 被告国の上記⑤の主張は失当である。

(6) 小括

以上のとおり, 警視庁公安部及び■■■■検事は, 噴霧乾燥器内部の最低温箇所に関するアイエスジャパンの聴取内容は到底信用できるものでなかったにもかかわらず, 当該聴取内容のみを根拠に, 本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所を「バグフィルタの下部」(RL-5型)及び「ダクト内」(L-8i型)と特定しており, かかる特定過程には何ら合理性が認められなかった。

他方で, 警視庁公安部及び■■■■検事が, 本件逮捕及び勾留請求時点までに, 本件各事件の捜査として当然要求される, 本件各噴霧乾燥器の実物の観察, 収集した証拠に関する検討, 並びに, 原告会社関係者等に対する取調べ等を実施していれば, 乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることについては認識し, 又は容易に認識することができた。そして, 本件各噴霧乾燥器内部の乾燥室測定口の温度測定実験を行うことは極めて容易であったのであるから, かかる実験を遂行すれば, 警視庁公安部及び■■■■検事は, 乾燥室測定口の温度が50度

程度までしか上がらないとの実験結果を容易に収集することができた。それにもかかわらず、警視庁公安部及び■■■■検事は、本件各事件において当然要求される捜査を怠り、本件各噴霧乾燥器内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」(RL-5型)及び「ダクト内」(L-8i型)であると特定していた。

したがって、本件各噴霧乾燥器内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」(RL-5型)及び「ダクト内」(L-8i型)と特定したことが不合理であったことは明らかである。

第5 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが不合理であること

1 被告らの主張

被告らは、粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが不合理とはいえないと主張し、その根拠として大要次の2点を挙げる。

- ① 大学教授等の有識者から、乾燥させた細菌を用いた乾熱滅菌器による実験を行うことで、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験と同様の結果が得られること等を聴取していた(被告都準備書面(2)24頁ないし25頁、被告国準備書面(2)39頁ないし40頁。粉体実験不実施の判断過程の合理性論)。
- ② 原告大川原が取調べにおいて、乾燥させた菌はなかなか死なない旨の供述はしているが、当該供述が噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験の必要性を指摘するものとは認められない(被告都準備書面(2)25頁。指摘不十分論)。

2 原告らの反論

しかしながら、以下のとおり、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことは不合理であり、被告らの主張は失当である。

(1) 総論

警視庁公安部及び■■■■検事は、上記第4・2・(1)・アのとおり、乾熱滅菌器による特定の細菌(大腸菌等)の耐熱性実験の結果をもとに、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると結論づけ、本件逮捕及び勾留請求並びに本件各起訴を行っていた。

しかしながら、本件要件ハの「殺菌することができる」とは、訴状記載のとおり、公安部解釈及びその前提となる四ノ宮教授からの聴取内容等を前提にすると、噴霧乾燥器内部に粉体として付着、堆積している状態にある細菌を死滅させることができることを意味する(訴状38頁、訴状100頁など)。

そして、かかる本件要件ハの趣旨等に照らすと、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性にあたっては、粉体化されていない細菌を用いた乾熱滅菌器による耐熱性実験(殺菌実験)のみでは足りず、さらに、粉体化された細菌を用いた耐熱性実験(殺菌実験)まで実施し、粉体の状態にある細菌が死滅するかどうかまで確認する必要があったことは明らかである。

このように、粉体化された細菌を用いた実験を行うことは、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するか否かを判断するうえで、極めて重要な実験であった。

そして、警視庁公安部及び■■■■検事が耐熱性実験等の対象とした大腸菌は、インターネット等を通じて購入可能であり(甲139)、本件各噴霧乾燥器の同型機を使用した実験は、本件逮捕以前に何度も実

施されていたことに照らすと（丙４・添付資料７，添付資料８など），粉体化された大腸菌を用いた実験を実施することは非常に容易なことであった。

以上の事実を照らすと，噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことは，特段の事情が認められない限り，合理性が認められないことは明らかである。

- (2) 被告らが主張する大学教授その他の有識者からの聴取は，いずれも，粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことの合理性を担保する特段の事情には該当しないこと

ア 大学教授からの聴取内容について

警視庁公安部は，田中教授から，最も科学的な方法は乾熱滅菌器による実験方法であり，粉体の検査は必要がないと思う旨を聴取しているが（被告都準備書面(1)４７～４８頁，被告都準備書面(2)２４頁），田中教授の供述は「必要がないと思う」との言い方からも明らかなおおりに，意見ないし憶測の域を超えるものではなかった。また，田中教授は，粉体に関する学術分野の専門家ではなく，粉体化した細菌の耐熱性に関して特別な知見を有する者でもないことから，警視庁公安部としては，上記聴取内容を無条件に信用してよい状況にはなかった。

さらに，警視庁公安部は，清水准教授から，芽胞を形成しない菌であれば，１００度程度の乾熱で最終的には細菌の内部まで熱が行き渡り死滅する旨の意見を聴取し，大久保教授から，乾熱滅菌器による実験方法が最も適切な証明方法であると聴取しているが（被告都準備書面(1)４７～４８頁，被告都準備書面(2)２５頁），両教授も，粉体に関する学術分野の専門家ではなく，粉体化した細菌の耐熱性

に関して特別な知見を有する者でもなく、両教授の発言はいずれも意見に過ぎないものであったことから、警視庁公安部としては、上記聴取内容を無条件に信用してよい状況にはなかった。

以上の事実からすると、大学教授からの聴取内容は、いずれも意見ないし憶測の域を超えるものではなかった以上、かかる聴取が、粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことの合理性を担保する事情には該当しない。

なお、田中教授は、最も省令の趣旨に沿った方法は粉体の菌を使用した実験方法である旨を述べていたところ(被告都準備書面(1) 47～48頁、被告都準備書面(2) 24頁)、かかる供述は、本件要件ハ該当性の判断にあたり粉体化された細菌を用いた実験が最も適切であることを指摘したものであったことから、警視庁公安部としては、むしろ、かかる供述に基づき、粉体化された細菌を用いた実験を実施すべきであったことは明らかである。

イ 噴霧乾燥器ユーザーからの聴取内容について

警視庁公安部は、富士化学工業株式会社から、噴霧乾燥器内に粉体が残ったまま洗浄せずに乾熱運転することで殺菌できる旨の聴取をしているが(被告都準備書面(1) 46頁、被告都準備書面(2) 24～25頁)、同社は「『殺菌できる』と言えらると思う」という言い方をしていたのであり、同社の当該発言はあくまで意見ないし憶測の域を超えるものでなかった。さらに、同社が、噴霧乾燥器の乾熱運転前に必ず洗浄を行っており洗浄せずに乾熱運転を行った実績がなかったことも踏まえると、洗浄せずに乾熱運転することで殺菌することができる旨の同社からの聴取内容については到底信用できるものではなかった。

また、警視庁公安部は、東亜薬品株式会社から、噴霧乾燥器内に粉体が残ったまま洗浄せずに乾熱運転することで殺菌できる旨の聴取をしているが（被告都準備書面(1)46頁，被告都準備書面(2)24～25頁），同社は、「粉体の厚みが薄ければ」洗浄せずに乾熱殺菌することができるという言い方をしていたのであり、粉体の状況によっては粉体化された細菌は乾熱殺菌できない可能性があることを暗に示すものであった。

さらに、警視庁公安部は、森永乳業株式会社から、噴霧乾燥器内に粉体が残ったまま洗浄せずに乾熱運転することで殺菌できる旨の聴取をしているが（被告都準備書面(1)46頁，被告都準備書面(2)24～25頁），同社は、「洗浄せずに熱風のみあてれば・・・菌を殺すことができるのではないか」という言い方をしていたのであり、同社の当該発言はあくまで意見ないし憶測の域を超えるものでなかった。他方で、同社は、「仮に洗浄しないまま空だきによる乾熱殺菌を実施したとしても、乾燥室内壁面に付着した粉体が焦げ付くので次回の運転に支障を来す。また付着する粉体は何層にもなっている可能性があり、この場合、乾熱が奥の層には伝わらないおそれがある。」と述べていたのであり、粉体の状況等によっては粉体化された細菌は乾熱殺菌できない可能性があることを示唆していた。

以上のとおり、噴霧乾燥器ユーザーからの聴取内容はいずれも意見ないし憶測の域を超えるものではなく、さらに、噴霧乾燥器ユーザーが粉体化した細菌の耐熱性に関して特別な知見を有するとも認められないことから、当該聴取が、粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことを正当化する事情に該当しないことは明らかである。

他方で、東亜薬品株式会社及び森永乳業株式会社が、粉体の状況等によっては粉体化された細菌は乾熱殺菌できない可能性があることを示唆していたことに照らすと、警視庁公安部としては、むしろ、かかる供述に基づき、粉体化された細菌を用いた実験を実施すべきであった。

ウ その他有識者からの聴取内容について

警視庁公安部は、特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンスから、噴霧乾燥器内部にペスト菌粉末が残っていたとしても、装置内部に100度の熱風が行き渡れば、いずれ焦げて灰になり死滅する旨を聴取しているが（被告都準備書面(1)48頁、被告都準備書面(2)25頁）、同法人は、感染症及び公衆衛生分野における社会的支援・啓蒙活動を国内外で展開する法人で、粉体に関する学術分野の法人ではなく、粉体化した細菌の耐熱性に関して特別な知見を有するとも認められず、あくまで意見に過ぎない以上、上記聴取内容を無条件に信用してよい状況にはなかった。

エ 小括

以上の事実からすると、被告らが主張する大学教授その他の有識者からの聴取は、いずれも、粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことの合理性を担保する特段の事情に該当しないことは明らかである。

- (3) 原告大川原はじめ複数の有識者の聴取内容から、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施する必要性があることについては認識し又は容易に認識し得たこと

ア 原告大川原は、平成31年1月12日の取調べの際、粉体になった菌を乾熱で死滅させることは困難であり、いったんウェットダウ

ンさせなければならない旨を述べ（被告都準備書面(1)52頁）、粉体化された細菌を用いた実験を行う必要性を指摘していた。

この点、被告都は、原告大川原が、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験の必要性まで具体的に指摘するものではなかったことから、上記供述をもって、当該実験を行わなかったことの合理性が否定されるものではないと主張する（被告都準備書面(2)25頁及び26頁）。しかしながら、上記第5・2・(1)のとおり、粉体化された細菌を用いた乾熱試験が、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を判断するうえで極めて重要な実験であったことに照らすと、捜査機関において、粉体となった菌を乾熱で死滅されることが困難である旨を聴取した場合には、粉体化されていない菌を用いた乾熱滅菌器による実験だけでは足りず、別途、粉体化された細菌を用いた実験を行う必要性があることについては認識し、又は容易に認識しすることができた。

なお付言すると、原告大川原の上記供述は、本件各噴霧乾燥器及び同機器により作製された粉体について一番の知見を有する原告会社代表取締役の供述であったことに照らすと、当該供述は相当程度信用性が高く、捜査機関がこれを軽視してよい理由は全くなかった。

したがって、捜査機関としては、原告大川原からの聴取をもって、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を行う必要性があったことは明らかであり、同人の供述をもって当該実験を行わなかったことの合理性が否定されるものではないとの被告都の主張は失当である。

イ 他方で、警視庁公安部は、原告大川原だけでなく、大阪府立環境農林水産総合研究所からも、粉体の状態で乾燥運転した場合、粉体

の脂肪分が焦げ、焦げた部分の下の菌は生き残っている可能性がある旨を聴取していた。さらに、警視庁公安部は、上記第5・2・(2)・イのとおり、東亜薬品株式会社及び森永乳業株式会社からも、粉体の状況等によっては粉体化された細菌は乾熱殺菌できない可能性がある旨を聴取していた。

ウ 以上のとおり、警視庁公安部及び■■■■検事が、原告大川原をはじめ複数の有識者から、粉体化された細菌が乾熱により死滅しない可能性がある旨を聴取していたことに照らすと、粉体化されていない菌を用いた乾熱滅菌器による実験だけでは足りず、粉体化された細菌を用いた実験を別途実施する必要があることを認識し又は容易に認識し得たことは明らかである。

(4) 小括

以上のとおり、粉体化された細菌を用いた実験は、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性の判断にあたり極めて重要な実験であったにもかかわらず、警視庁公安部及び■■■■検事はかかる実験を実施しなかった。

この点、被告らは、大学教授その他の有識者から乾燥滅菌器による実験で足りること等について聴取していたと主張するが、被告らが指摘する聴取内容は、いずれも粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことの合理性を担保する事情とは到底認められない。

他方で、原告大川原はじめ複数の有識者が、粉体化された菌を乾熱で死滅させることは困難である旨の供述をしていたのであり、かかる供述を踏まえると、粉体化されていない菌を用いた乾熱滅菌器による実験だけでは足りず、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実

験を実施する必要性があることについては、認識し又は容易に認識することができた。

さらに、粉体化された細菌について乾熱殺菌できない可能性があることを複数の有識者から指摘されていた状況からすれば、警視庁公安部及び■■■■検事としては、粉体化された細菌の耐熱性実験(殺菌実験)の要否について、粉体化した細菌の耐熱性に関して特別な知見を持つ有識者から聴取することが通常の捜査として要求されていたというべきであるにもかかわらず、かかる検証を行った形跡すら一切ない。

以上の事実を照らすと、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが不合理であることは明らかである。

以上